

令和6年第5回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年5月7日 開会

令和6年5月7日 閉会

令和6年第5回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年5月7日（火）午後3時30分

場 所 山武市役所 第6会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- (4) 令和6年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について
- (7) 令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
日程第7 議案第4号 令和6年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和6年5月7日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

◎開会

議長

これから、令和6年第5回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。
お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号6番佐藤委員及び議席番号7番高野委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
申請番号ごとに、地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。
申請番号1の説明を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。よろしくお願いいたします。
申請番号1について説明いたします。
今回、賃貸借権の設定になります。現地につきましては、耕作できるように、きれいに耕うんされております。この土地につきましては、三、四年前ぐらいまでは譲渡人が耕作をしていたのですが、耕作ができなくなり、近所の方が2年ほど耕作していたのですが、こちらの方も手がなくなってしまい、耕作できなくなるということで、この法人に耕作を依頼したいという今回の申請がありました。
よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に求めます。

今関委員 議席番号12番、今関でございます。
推進委員の川村さんの説明のとおりでございまして、私も先日、現地を見てまいりましたが、きれいに管理されておりました、問題ないものと見てまいりました。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の説明を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員

申請番号2について説明いたします。
この申請の内容につきましても、申請番号1と同じ法人との賃貸借権の設定になります。
こちらも耕作ができないということで、今回の申請となりました。
畑もきれいになっております。この法人に耕作を依頼したいということとありますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に求めます。

今関委員

議席番号12番、今関でございます。
推進委員の川村さんの説明のとおりでございまして、1番の申請と同じく、この間、現地を確認しましたが、きれいに管理されていて、問題ないものと見てまいりました。
なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく願いします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

1号議案の申請番号3について説明させていただきます。

賃貸借権の設定です。賃貸人は、高齢のため耕作できないということで、お願いしたいと言ってきました。賃借人はこの畑において、トマトを栽培する計画だそうです。先日、現地も確認してきましたが、既に耕作できるくらいにきれいになっていました。何ら問題がないと思います。

どうぞよろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番、小山でございます。

ただいまの布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いいいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

申請番号4について説明させていただきます。

申請番号3と同様、賃貸借権の設定です。同じく、耕作ができないということで、お願いしたいということでした。賃借人は申請番号3と同じ法人でトマトを栽培する計画です。現地も同様に確認してきましたが、何ら問題がなかったと思います。

どうぞよろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号2番、小山でございます。
ただいまの布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号4を許可することに御異議の
ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号5の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
番号5について説明いたします。
これは所有権の移転、贈与です。譲受人・譲渡人は兄弟になります。
譲受人は今年で定年退職の予定で、譲渡人の兄より、この畑を贈与し
てもらい、ニンジン、タマネギ等を作り、就農したいためです。
説明は以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員 4番、小川です。
ただいま佐瀬推進委員の説明したとおりでございます。現地を確認
してまいりましたが、問題はないものと思われまます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号6の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
番号6について説明いたします。
これは所有権の移転、売買です。譲渡人は高齢のため、耕作できないためです。譲受人は野菜苗等を栽培しており、規模拡大のためです。また、譲受人は千葉県の農業士に認証されている方で、地域の若手のリーダーで、何ら問題ないと思います。
以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員 4番、小川です。
ただいま佐瀬推進委員の説明したとおりでございます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号7の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

担当推進委員の鈴木です。

7番について説明いたします。

所有権移転、贈与でございます。譲受人・譲渡人は実の兄弟でございまして、譲渡人のほうは御覧のとおり遠くなので、管理ができないということで、譲受人の弟さんのほうへ名義変更して土地を贈与するという形になっております。

この畑は面積が、畑自体はこの倍近くあって、2筆になっておりまして、そのうちの1筆を贈与という形になっております。畑は、草をきれいに刈ってありましたが、作物は今のところ作っていないように思われます。譲受人のほうは農家でして、農機具が全てそろっておりますので、作ろうと思えばすぐ作れるような状態になると思いますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員に求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

ただいま鈴木推進委員から説明のありましたとおりです。私も現地確認をしまいましたが、何ら問題ないと思われます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

審議をよろしく願います。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号7を許可することに御異議の

ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
申請番号8について説明します。
贈与による所有権の移転です。この申請地は、50年以上前に譲受人・譲渡人双方の先代の方々が売買をしてあり、登記をまだしていなかったというものです。譲渡人から譲受人へ連絡があり、今回の申請となりました。申請地はちょっと荒れているのですけれども、譲受人がきれいに整地をするということですので、地元としても何ら問題がないと思います。
よろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号15番石橋委員に求めます。

石橋委員 議席番号15番の石橋です。
ただいまの推進委員の高宮さんの御説明のとおりでございます。何ら問題はないと思われまます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号9の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

申請番号9について説明します。

売買による所有権の移転です。譲渡人は土木業と兼業農家でありまして、管理し切れない畑を売却するものです。譲受人は現在荒れている申請地をきれいに整地しまして、イチゴの水耕栽培を始めるということです。ここに売買価格は書いてありませんけれども、双方合意の上、全部で300万円と伺っています。

地元としても、荒れ地がきれいになるということで、何ら問題がないと思います。

よろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号15番石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号15番の石橋です。

ただいまの推進委員の高宮さんの御説明のとおりであります。問題はないと思われまます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
議案第2号1番について説明いたします。
今回の申請は、転用を伴う使用貸借権の設定であります。先日、現地確認してまいりました。申請地は、以前は田んぼでした。今まで、すぐ隣にある実家で両親と暮らしていたのですが、今回、結婚を機に、隣地のこの申請地に新たに家を建てるという計画になったとのことです。

地元としては、特に問題ないかと思われます。

よろしく申し上げます。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員 議席番号16番、小川です。
先日、現地を確認してきました。議案第2号番号1についてですが、内容は先ほど推進委員が説明したとおりです。

本件は、第3種農地への専用住宅の建築であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すこと

に御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津でございます。
議案第2号番号2について御説明いたします。
先日、現地を確認してまいりました。譲受人は、近くにある法人格でございます。現在の従業員駐車場に工場を増設する計画がございます。その代替地として、申請地に職員駐車場を整備する計画です。宅地と地続きの計画ですが、十分な台数が確保できるそうで、地元としても周りに農地がないことから、特に問題はないかと思われまます。
よろしくお願ひいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員 議席番号16番、小川です。
先日、現地を確認してきました。議案第2号番号2についてですが、内容は、先ほど推進委員が説明したとおりです。
本件は、第2種農地への駐車場の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。
したがって、許可相当と思われまます。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めまます。

採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

議案第2号番号3について説明いたします。

本件は、転用に伴う使用貸借権の設定でございます。先般、現地確認及び、そちらで皆様と協議させていただきましたが、立地条件その他、全く問題ございません。また、ここに住宅を建てるということだそうですが、現状の住まいの老朽化に伴い、新たにこの土地に住宅を建てるという経緯に至っているそうです。

近隣の方にも十二分に説明しているということで、地元としても全く問題ないと思われまます。

以上です。よろしくお願いたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

議席番号16番、小川です。

先日、現地を確認してきました。議案第2号番号3についてですが、内容は、先ほど推進委員が説明したとおりです。

本件は、第2種農地への専用住宅の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。

したがって、許可相当と思われまます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

議案第2号、4について説明します。

先日、現地確認をしてみました。申請地は数年前にも、隣地の重機オークションを開催している会社からの申請で、一時転用したという経緯があります。また、今回の申請は、オークションを開催している会社ではなく、取引のある物流会社からの申請です。

内容的には、落札された重機の一時保管場所ということで、当時と変わらない使い方を行います。費用についても、所有している敷鉄板を敷くだけということで、コストが発生せず、農用地ですので、3年間の限られた期間の中での一時利用ということです。

地元としては、利用していない農地を有効活用してもらう分には特に問題はございませんが、しかし本件は、申請地の隣接耕作者からの計画についての同意が得られておりません。それはなぜかということ、過去に一度、隣の重機のオークションの会場から油漏れがあったという苦情が出ていたそうです。市のほうで確認したら、そういう問題はなかったと聞いております。今回もそういった心配をなさっているようです。

また、隣接耕作者の畑のほうなのですが、まともな作付は行っておりません。

以上です。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号10番、高宮です。
5月2日に現地確認をしてきました。先ほど山下推進委員が説明したとおりで、本件は、隣接耕作者から計画についての同意が得られていない状況ではございますが、隣接耕作者が指摘している、油が自分の耕作地に流れてくるというのは、今回の申請地ではなく重機のオークション会場にある、掘って作った油だめからあふれ出たものと推測されます。
今回の申請ではそういったものは設けませんし、計画を聞く限り、今回の申請地から隣接耕作地への被害は特段ないと判断いたしました。
したがって、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまます。
よろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号5から8は、同じ事業でございます。よって、議案第2号の申請番号5から8は一括して審議いたします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

議案第2号、番号5から8について説明します。

先日、現地を確認してまいりました。蓮沼地区の中では、比較的住宅化が進んでいる場所として、海にも近いため、立地的に移住者が見込めると考えての計画だそうです。

周辺農地にも影響の少ない計画であると思われまますので、地元としては、問題ないと思われまます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を高宮委員に求めまます。

高宮委員

議席番号10番、高宮です。

本件は、第2種農地への建売分譲住宅8棟の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、許可相当と思われまます。

よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めまます。

採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

申請番号1及び2は、同じ事業でございます。よって、申請番号1及び2を一括して審議いたします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
議案第3号、番号の1と2について説明します。
先日、現地確認してまいりました。この申請は、令和4年8月に許可を受けた内容の期間を延長し、その内容の承認を得ることを目的とした申請です。
理由については、迂回路の造成や下部工の構築に関わる掘削土の排出等に遅れが出ているようで、転用許可期間を令和7年6月30日に延長したいとのことです。
近隣の農地耕作者の方々への説明済みであり、地元としても期間延長について、特に問題はございません。
よろしく申し上げます。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号10番、高宮です。
一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。
よろしく願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。

本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、令和6年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第4号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見に

ついてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は一括審議といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号1及び2の報告を隣接地区推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

番号1について説明します。更新です。

こちらはキャンプ場等を経営しておりまして、観光農園の収穫体験等で、かなり野菜の収穫体験等の人気があるということで、こちらの主要作物をこれからも増やしていきたいということです。

番号2、またこちらも更新です。

ハウレンソウ、ニンジン、トマト等の栽培を行っております。また、後継者が確実に育っております。問題ありませんので、よろしく願いします。

議長

番号3の報告を地区担当推進委員の戸村委員に求めます。

戸村推進委員

推進委員の戸村といたします。

これも認定農家の更新でございます。本人と妻、母の3人でイチゴ栽培を行っております。今年、近隣の水田を借りて経営規模拡大を図っており、何ら問題ないと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

議長

番号4の報告を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

4番について説明させていただきます。

新規です。申請者は3月の3条申請で所有した畑でありまして、こ

の畑におきまして、もうミモザが定植済みでありました。本人もこれから頑張っていくということで、どうぞよろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第5号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
番号1について説明いたします。
これは新規で、親元就農になります。主要な作物はネギとなります。今年より独立して経営を開始しました。現在、介護職との兼業農家ですが、今後、政策資金を利用して機械類をそろえ、ネギ栽培を軌道に乗せていきたいとのことです。
よろしく願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第6号を原案のとおり承認すべきものとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに決定いたしました。

予定された日程は終了いたしました。机上に配付したとおり、追加案件の提出がありましたので、これを受理いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議案にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。よって、議案第7号を追加日程第1として議案に追加いたします。

◎議案第7号

議長

追加日程第1、議案第7号、令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第7号、令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、原案のとおり決定することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の件について、皆様から御意見等ございますでしょうか。

◎閉 会

議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。